

香川県報



第 100 号

平成 17 年

12月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	公的個人認証サービス香川県認証局が発行する自己署名証明書等のフィンガープリントの公示 （情報政策課）	一
	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるときの届出 （水産課）	二
	漁業災害補償法の規定による漁業共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出 （土木監理課）	三
	香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款 （道路保全課）	三
	道路の供用開始 （道路保全課）	三
	道路の区域変更及び供用開始（四件） （ " " ）	三
	水防法の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の告示 （河川砂防課）	五
	地方自治法施行令の規定による収納事務の委託の解除 （都市計画課）	五
	道路の位置指定 （建築課）	五
	香川県証紙の売りさばき人の取消し （会計課）	七
	昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 （審査課）	六
公告	土地改良事業の適否決定（四件） （土地改良課）	七
	土地改良事業の認可 （ " " ）	七

土地改良区の役員就退任の届出 （ " " ）	九
選挙管理委員会告示	八
政治資金規正法の規定による政治団体の届出	
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	

告示

香川県告示第七百五十九号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に基づき認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス香川県認証局が発行する自己署名証明書（以下、「香川県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービス認証局が発行する自己署名証明書（以下、「プリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり改訂したので公示する。なお、平成十六年香川告示第三十五号は、廃止する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 第三編 告示の自己署名証明書のフィンガープリント

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	6FCE 4B6C 047D 676F 0FD5 F65D F614 7B96 0099 F8B6

2 ナッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	2DFE 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB

注 フォンタープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。

香川県告示第七百六十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとおりの届出があつた。

その指定漁船調査を平成十七年十二月二十日から平成十八年一月三日まで東讃漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

東かがわ市三本松一〇七番地

青木 茂

東かがわ市三本松七七九番地

木内 八郎

東かがわ市三本松一三三番地

田中 宏和

二 加入区名称

東讃加入区

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

東讃漁業協同組合

香川県告示第七百六十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認めらる。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

小豆郡土庄町小江一五四番地

山本 康博

小豆郡土庄町小江一一二番地三

山口 太一郎

二 同意を得た加入区名称及び漁業区分

二号四海区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

観音寺市伊吹町一三番地一

三好 則次

観音寺市伊吹町二〇一番地

三好 恭弘

観音寺市伊吹町一七一番地

川原 隆

2 同意を得た加入区名称及び漁業区分

二号伊吹区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

香川県告示第七百六十二号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第一条 香川県工事請負契約約款(平成九年香川県告示第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項各号を次のように改める。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という。(第三条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一項第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第七条の二第一項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 乙(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。

三 乙の刑法第九十八条の規定による刑が確定したとき。
第四十九条第一項中、「第四十五条第一項各号のいずれか」を、「第四十五条第一項第一号又は第二号」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第二条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成十一年香川県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項各号を次のように改める。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一項第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第七条の二第一項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 乙(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)(の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。
- 三 乙の刑法第九十八条の規定による刑が確定したとき。

第四十八条第一項中「第四十三条第一項各号のいずれか」を「第四十三条第一項第一号又は第二号」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第三条 香川県建築設計業務等委託契約約款(平成十一年香川県告示第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項各号を次のように改める。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一項第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第七条の二第一項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 乙(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)(の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。

三 乙の刑法第九十八条の規定による刑が確定したとき。

第四十七条第一項中「第四十二条第一項各号のいずれか」を「第四十二条第一項第一号又は第二号」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

附則

この約款は、平成十八年一月四日から施行する。

香川県告示第七百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十日から平成十八年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 線 名 多度津丸龜線(二百五号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸龜市新田町大字橋本一六二番一地先から	一七・二	六八〇	平成十一年香川県告示第九百十九号で変更した区域の一部
丸龜市津森町大字高丸一〇六番一地先まで	四一・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

香川県告示第七百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十日から平成

十八年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 東谷岩崎線(百六十五号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
香川郡香川町大字川東上字下芦脇 五五〇番七地先から	前	四・九	平成十四年 香川県告示 第六百八十 七号で変更 した区域の 一部変更
	後	八・二	
香川郡香川町大字川東上字林ノ内 一〇二八番二地先まで	前	九・二	
	後	一五・〇	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

香川県告示第七百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十日から平成十八年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路 線 名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	

高松市塩江町安原下字中村八四
番一地先から

高松市塩江町安原下字中村八七六
番一地先まで

高松市塩江町安原下字中村八四〇
番一地先から
高松市塩江町安原下字中村八七六
番一地先まで

区 間	変更前後別		備考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
高松市塩江町安原下字中村八四 番一地先から	前	一〇・〇	平成十三年 香川県告示 第七百八十 三号で変更 した区域の 一部供用 及び平成十 七年香川県 告示第三百 九十五号の 仮設置の不 用物件化及 び供用
	後	一八・〇	
高松市塩江町安原下字中村八七六 番一地先まで	前	二二・六	
	後	二〇・六	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

香川県告示第七百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十日から平成十八年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 財田上高瀬線(二百十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
三豊郡財田町財田上字東岡三九四 三番一地先から	前	九・五	農道接道に よる交差点 整備
	後	一八・〇	
三豊郡財田町財田上字東岡三六九 五番三地先まで	前	一一・〇	
	後	三三・〇	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

香川県告示第七百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十日から平成十八年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 観音寺佐野線（八号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
観音寺市大野原町海老濱乙九九番三地区から 三地区先まで	前	一三・五 一四・五	九三	道路災害復旧工事に伴う区域変更
観音寺市大野原町海老濱乙九九番三地区先から	後	一四・五 一九・四	九三	
観音寺市大野原町海老濱乙二〇四番三地区先から	前	一三・五 一八・五	一一八	道路災害復旧工事に伴う区域変更
観音寺市大野原町海老濱乙二〇六番一地区先まで	後	一三・五 三六・五	一一八	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

香川県告示第七百六十八号

綾川水系綾川及び金倉川水系金倉川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される

水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所河川港湾課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第七百六十九号

次の者に対するさぬき空港公園グラススキー場使用料の収納事務の委託契約を平成十七年十二月一日解除した。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 香川郡香南町大字由佐二一七二番地

名称 香南町

香川県告示第七百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 中土指道 第十四号

二 指定年月日 平成十七年十二月六日

三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字中村九四〇、九四一 一及び九四一 二

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び四・三三メートル

延長 五七・三三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第七百七十一号

香川県証紙条例（昭和三十三年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年十二月八日

二 住所

木田郡庵治町六三九三 五

三 氏名

庵治町

四 売りさばき場所

木田郡庵治町六三九三 五

香川県告示第七百七十二号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取

り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十

八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表中

詫間町	三豊市
詫間町	三豊市
三野町	三豊市
高瀬町	三豊市
山本町	三豊市
仁尾町	三豊市

を
に改め、同表観音寺東部支店の項中、「豊中町」を「

三豊市」に改める。

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表中、「詫間町」

及び「高瀬町」を「三豊市」に改め、同表備考指定代理金融機関香川県信用農業協同組合

連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表中、「高瀬町」、

「山本町」、「三野町」、「豊中町」、「詫間町」及び「財田町」を「三豊市」に、

「仁尾町支店 仁尾町」を「仁尾町支店 三豊市」に改める。

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表中

「高瀬町」、「山本町」、「三野町」、「豊中町」、「詫間町」、「仁尾町」及び「財田

町」を「三豊市」に改め、同表中

高松市	株式会社東京三菱銀行	高松支店	高松支店
高松市	株式会社U F J銀行	高松中央支店	高松市
高松市	株式会社三菱東京U F J銀行	高松中央支店	高松市

に改める。

公 告

香川県公告第七百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十七年十一月三十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月四日から同月二十四日ま

で縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(護岸改修事業)国金池地区	三豊市山本支所 事業課
池地区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)芋の池地区	

区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）大辻地区	〃
区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）国吉地区	〃

香川県公告第七百三二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市奥池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（城山地区）を行うことについて平成十七年十二月二日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十八年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、牟礼町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業中村上池地区）を行うことについて平成十七年十二月五日適当と決定した。

その関係書類を牟礼町建設経済課において平成十八年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市坂出土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（金山地区）を行うことについて平成十七年十二月五日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十八年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月五日認可した。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業古水地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業落神上井地区
香川県香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業一宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業日裡地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業岡又地区
〃	単独県費補助土地改良事業中尾亀尻地区
〃	単独県費補助土地改良事業乾地区
〃	単独県費補助土地改良事業高丸地区
〃	単独県費補助土地改良事業大谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業柳原下地区

香川県公告第七百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市奥池土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	村井 友信	坂出市川津町二〇七二番地	平成一七、一一、一五
	亀井 清美	〃 〃 一五五一番地三	〃 〃 〃
	中井 義信	〃 〃 七〇一番地	〃 〃 〃
	山下 祝	〃 〃 二二三六番地三	〃 〃 〃
	山口 泰延	〃 〃 二二五一番地	〃 〃 〃
	谷本 敏明	〃 〃 三〇三六番地	〃 〃 〃
	國重 正利	〃 〃 三三四〇番地	〃 〃 〃
	鎌田 道夫	〃 〃 四八九九番地一	〃 〃 〃
	好井 正男	〃 〃 二八八三番地一	〃 〃 〃
	小林 博	〃 〃 四八一九番地	〃 〃 〃
監事	前田 繁信	〃 〃 七二〇番地二	〃 〃 〃
	野方 久雄	〃 〃 二五六五番地一	〃 〃 〃
	大東 貴義	〃 〃 四七二五番地	〃 〃 〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	村井 友信	坂出市川津町二〇七二番地	平成一七、一一、一六
	植田 満	〃 〃 一三五七番地一	〃 〃 〃
	中井 義信	〃 〃 七〇一番地	〃 〃 〃
	川田 吉輝	〃 〃 二五七五番地一	〃 〃 〃
	山口 泰延	〃 〃 二二五一番地	〃 〃 〃
	谷本 敏幸	〃 〃 二六八一番地八	〃 〃 〃
	國重 正純	〃 〃 三〇九七番地	〃 〃 〃
	鎌田 道夫	〃 〃 四八九九番地一	〃 〃 〃
	好井 博文	〃 〃 四九五八番地	〃 〃 〃
	小林 博	〃 〃 四八一九番地	〃 〃 〃
監事	前田 繁信	〃 〃 七二〇番地二	〃 〃 〃

佐柄 忠男 〃 〃 二二四二番地
 野方 洋順 〃 〃 二七三四番地一

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
 平成十七年十二月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政治団体の名称	安藤 光一	相馬 将司	三豊郡高瀬町上高瀬一八六八
大平としかず後援会	三宅 洋行	三宅 輝美	三豊郡山本町大字財田西一〇四七二
三宅洋行後援会			

香川県選挙管理委員会告示第百十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十七年十二月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部	政治団体の名称	異動事項	新	旧
	自由民主党観音寺支部	主たる事務所の所在地	観音寺市室本町一三二五六一	観音寺市坂本町七二一三三

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
近藤けんじ後援会	会計責任者の氏名	近藤 正和	小野勘四郎
宮本よう子後援会	代表者の氏名	土山 道義	宮本 陽子

香川県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	成合美範後援会
---------	---------

平成十七年十二月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月額二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています